

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査

※ 本調査の中学校・高等学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部・高等部が含まれます。

1 適切な運営のための体制整備

本ガイドラインにおいて「市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定状況について教えてください。

(1) 中学校を対象とした方針の策定状況について教えてください。

- ①既に策定済
- ②年内策定予定
- ③年度内策定予定
- ④平成31年度策定予定
- ⑤策定時期未定
- ⑥設置者として設置している学校がない・

(2) 高等学校を対象とした方針の策定状況について教えてください。

- ①既に策定済
- ②年内策定予定
- ③年度内策定予定
- ④平成31年度策定予定
- ⑤策定時期未定
- ⑥設置者として設置している学校がない・

(3) 【(1)で②～⑥を選択した場合、回答してください。】中学校を対象とした「設置する学校に係る運動部活動の方針」が施行されるまでの経過措置について教えてください。

- ①休養日・活動時間の基準も含め、国のガイドラインが示している基準を踏まえることとしている
- ②（国のガイドラインを踏まえていないものもあるが）既存の方針や方向性に基づくものを踏まえることとしている
- ③経過措置は設けていない

(4) 【(2)で②～⑤を選択した場合、回答してください。】高等学校を対象とした「設置する学校に係る運動部活動の方針」が施行されるまでの経過措置について教えてください。

①休養日・活動時間の基準も含め、国のガイドラインが示している基準を踏まえることとしている

②（国のガイドラインを踏まえていないものもあるが）既存の方針や方向性に基づくものを踏まえることとしている

③経過措置は設けていない

(5) 本ガイドラインでは、「校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。」、「校長は、（略）活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。」となっておりますが、学校設置者として所管している学校が「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定しているかどうか把握していますか。

①把握している

②今年度中に、把握予定である

③把握していない

2 部活動指導員

(1) 部活動指導員に係る規則を整備していますか。または整備を検討していますか。

※①「整備している」以外を選択した団体は以下の「2部活動指導員」についての質問について回答不要です。

①整備している

②年度内に整備する予定である

③次年度以降整備する予定である

④検討していない

(2) 任用している部活動指導員の人数を教えてください。

①中学校（運動部）

②高等学校（運動部）

③中学校（文化部）

④高等学校（文化部）

(3) 任用している部活動指導員について、内訳を教えてください。

- ①教員OB
- ②地域のスポーツクラブの指導者
- ③地域の文化団体の指導者
- ④大学生・大学院生
- ⑤当該部活動の指導経験がある者
- ⑥非常勤講師等の現職の学校職員
- ⑦その他

(4) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（28ス庁第704号）において、「学校の設置者及び学校は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）等を踏まえ、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。」となっておりますが、部活動指導員の任用前の研修を実施していますか。

- ①実施している・実施する予定である
- ②実施していない・実施しない予定である

(5) 【(4)で①を選択した場合、回答してください。】任用前の研修は全体としてどのくらいの時間をかけて実施していますか。

- ①～5時間程度
- ②6～9時間程度
- ③10時間以上

(6) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（28ス庁第704号）において、「研修においては、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、服務（部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること等について、十分に理解させること。」となっておりますが、部活動指導員の任用前の研修は具体的にどのような内容を行っていますか

※該当する項目をすべて選択してください

- ①部活動の意義及び位置付け
- ②学校全体・各部の活動の目標や方針
- ③生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ④安全の確保や事故発生後の対応
- ⑤服務
- ⑥体罰、ハラスメントの禁止

(7) 部活動指導員の任用後に定期的に研修を行っていますか。

- ①実施している・実施する予定である

②実施していない・実施しない予定である

(8) 【(7)で①を選択した場合、回答してください。】任用後の研修はどのくらいの頻度で行っていますか。

①年に1回

②年に2～3回

③年に4回以上

(9) 部活動指導員の任用後の研修は具体的にどのような内容を行っていますか。

※該当する項目をすべて選択してください

①部活動の意義及び位置付け

②学校全体・各部の活動の目標や方針

③生徒の発達段階に応じた科学的な指導

④安全の確保や事故発生後の対応

⑤服務

⑥体罰、ハラスメントの禁止

(10) 本ガイドラインでは、「都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う」となっていますが、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上を図る研修等の取組を実施していますか。

①実施している

②実施していない

(11) 本ガイドラインでは、「都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う」となっていますが、学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行っていますか。

①実施している

②実施していない

3 適切な休養日等の設定

- (1) 本ガイドラインでは、「学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の中学校の休養日の設定について教えてください。
- ①国の基準と同様の基準を設定している
 - ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
 - ③国の基準とは異なる基準を設定している。
 - ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である。
 - ⑤検討中である
 - ⑥設置者として設置している学校がない・
- (2) 本ガイドラインでは、「学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の高等学校の休養日の設定について教えてください。
- ①国の基準と同様の基準を設定している
 - ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
 - ③国の基準とは異なる基準を設定している。
 - ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である。
 - ⑤検討中である
 - ⑥設置者として設置している学校がない・
- (3) 本ガイドラインでは、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の中学校の1日の活動時間の設定について教えてください。
- ①国の基準と同様の基準を設定している
 - ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
 - ③国の基準とは異なる基準を設定している。
 - ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である。
 - ⑤検討中である
 - ⑥設置者として設置している学校がない・

- (4) 本ガイドラインでは、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」の高等学校の1日の活動時間の設定について教えてください。

- ①国の基準と同様の基準を設定している
- ②国の基準と同様の基準を設定する予定である
- ③国の基準とは異なる基準を設定している。
- ④国の基準とは異なる基準を設定する予定である。
- ⑤検討中である
- ⑥設置者として設置している学校がない・

本ガイドラインでは、「長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。」となっていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」ので、長期休業中にどの程度の休養期間を設けるよう方針に規定していますか。または規定する予定ですか。(5)から(8)

- (5) 中学校を対象とした夏季休業中の規定について教えてください。

- ①～5日間
- ②6日間～10日間
- ③11日間～13日間
- ④14日間以上
- ⑤期間中は原則活動を行わない
- ⑥期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑦検討中である
- ⑧規定していない
- ⑨設置者として設置している学校がない

- (6) 中学校を対象とした冬季休業・学年末休業中期間の規定について教えてください。

- ①～3日間
- ②4日間～7日間
- ③8日間以上
- ④期間中は原則活動を行わない
- ⑤期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑥検討中である
- ⑦規定していない
- ⑧設置者として設置している学校がない

(7) 高等学校を対象とした夏季休業中の規定について教えてください。

- ①～5日間
- ②6日間～10日間
- ③11日間～13日間
- ④14日間以上
- ⑤期間中は原則活動を行わない
- ⑥期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑦検討中である
- ⑧規定していない
- ⑨設置者として設置している学校がない

(8) 高等学校を対象とした冬季休業・学年末休業中の規定について教えてください。

- ①～3日間
- ②4日間～7日間
- ③8日間以上
- ④期間中は原則活動を行わない
- ⑤期間を明示していないが、「ある程度」等で規定している
- ⑥検討中である
- ⑦規定していない
- ⑧設置者として設置している学校がない

(9) その他に、休養日等について規定しているものについて教えてください。
※該当する項目をすべて選択してください

- ①定期試験前後の一定期間に休養日を設定している
- ②学校設置者として所管している学校共通の一斉休養日を設定している
- ③朝練を原則禁止している
- ④週間・月間・年間単位での活動頻度・時間の目安を定めている
- ⑤該当なし

(10) 各学校設置者が策定する「設置する学校に係る運動部活動の方針」の中において、設定している基準に対し、例えば大会前等は例外的に当該基準を超えた活動を認めることが定められていませんか。

- ①定められていない
- ②定められている

(11) 【(10)で②を選択した場合、回答してください。】近接した期間内で活動時間を軽減したり、休養日を振り替えることといった取組を行うことを規定していますか。

- ①当該取組を行うことを規定している
(例：大会の翌週に活動時間を軽減したり、追加の休養日を設けている)
- ②当該取組について規定しているが、近接した時期での規定はしていない
- ③規定していない
- ④規定しない予定である
- ⑤検討中である

(12) 「運動部活動における熱中症事故の防止等について(依頼)」(30ス庁第262号)において、「「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、運動部活動の休養日及び活動時間等を設定する際、熱中症事故の防止の観点から、これまでの関係通知(別添)や「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること。」としていますが、「設置する学校に係る運動部活動の方針」における熱中症対策についての規定について教えてください。

- ①熱中症対策について規定している
- ②熱中症対策について規定する予定である
- ③熱中症対策として方針とは別に資料を作成している
- ④熱中症対策として方針とは別に別に資料を作成する予定である
- ⑤検討中である

(13) 【(12)で①、②を選択した場合、回答してください。】高温時の運動部活動について、具体的にどのように規定していますか、または規定する予定ですか。

- ①気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、当該地域・時間帯における活動は原則行わないことを規定している
- ②気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更や中止等も視野に入れて柔軟に対応することを規定している
- ③その他の記載により規定している
- ④検討中である

4 生徒のニーズに応じた運動部の設置等

- (1) 本ガイドラインで、「校長は、(略)生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。」となっておりますが、所管する学校において、生徒のニーズに応じた運動部の事例について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①季節ごとに異なるスポーツを行う運動部活動
- ②体力づくりを目的とした運動部活動
- ③競技志向でなくレクリエーション志向で行う運動部活動
- ④同じ種目で競技志向とレクリエーション志向が並立している運動部活動
- ⑤該当なし

- (2) 今後、学校設置者として所管の学校に生徒のニーズに応じた運動部を設置することを検討していますか。

- ①検討している
- ②検討していない

- (3) 【(2)で①を選択した場合、回答してください。】どのような運動部の設置を検討していますか。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①季節ごとに異なるスポーツを行う運動部活動
- ②体力づくりを目的とした運動部活動
- ③競技志向でなくレクリエーション志向で行う運動部活動
- ④同じ種目で競技志向とレクリエーション志向が並立している運動部活動
- ⑤該当なし

5 地域との連携等

- (1) 本ガイドラインでは、「都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。」となっていますが、学校と地域が連携・融合した形でのスポーツ環境整備の取組について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

※学校法人は回答不要です

- ①運動部の運営を地域のスポーツ団体等の民間の団体に委託している
- ②学校と地域のスポーツクラブが連携し、地域のスポーツクラブの活動を学校の部活動として認めている
- ③学校と地域のスポーツクラブが連携し、地域のスポーツクラブの指導者が学校の部活の指導にあっている
- ④学校の運動部として指導者の確保等の観点から維持が困難なものに対し、地域のスポーツクラブ等に活動を移行している
- ⑤該当なし

- (2) 本ガイドラインでは、「地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。」となっていますが、所管する学校の体育施設開放事業の取組を教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

※学校法人は回答不要です

- ①行政が全ての学校体育施設開放事業の一元的な窓口を担っている
- ②地域のスポーツクラブや地域の体育・スポーツ協会が学校体育施設の管理運営を行っている
- ③該当なし

- (3) 本ガイドラインでは、「都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。」となっていますが、運動部活動改革を進めるにあたり保護者への理解・協力に関する取組について教えてください。

※該当する項目をすべて選択してください

- ①運動部活動改革についてHPに掲載している
- ②保護者向けのリーフレット、ポスター等を作成して配布している
- ③保護者向けの説明会を実施している
- ④該当なし